

【新型コロナウイルス】 スペインに対する各国の措置等について（8月7日）

●○○●●新規事項●○○●●

新型コロナウイルスに関する各国のスペインに対する措置の概要（当館把握分）を、以下のとおりお知らせします。

1 【重要】 スペインに対する各国の措置

スペインにおける新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、7月26日から英国がスペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を義務づけるなど、各国がスペインに対する新たな措置を決定しておりますので、当館で把握している主要各国の措置につき以下のとおりお知らせいたします。

なお、これらの措置については今後随時変更される可能性がありますので、最新情報は、各国大使館に問い合わせるなどして入手していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(1) 英国

7月26日から、スペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を適用。

(2) ノルウェー

7月25日から、スペインからの渡航者に対し10日間の隔離措置を適用。

(3) アイルランド

スペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を現在適用中。

(4) オランダ

7月24日から、カタルーニャ州リエイダ県セグリア地域及びバルセロナ県、ガリシア州ルーゴ県ラ・マリーニャ地域からの渡航者に対し14日間の自主的な隔離を要請中。

(5) ベルギー

8月4日から、アラゴン州、ナバラ州、カタルーニャ州バルセロナ県及びリエイダ県からの渡航者に対し14日間の隔離措置及びPCR検査を適用。マドリード州、カタルーニャ州ジローナ県及びタラゴナ県、バスク州、ラ・リオハ州、カスティーリャ・イ・レオン州ソリア県、カスティーリャ・ラ・マンチャ州グアダラハラ県、バレンシア州カステリオン県及びバレンシア県、ムルシア州、アンダルシア州アルメリア県、バレアレス州からの渡航者に対し14日間の自主的な隔離及びPCR検査の実施を要請。

(6) ドイツ

8月8日から、アラゴン州、カタルーニャ州、ナバラ州からの渡航者が、到着前48時間以内に実施したPCR検査の陰性の証明を提示出来ない場合は、入国時にPCR検査を実施し、陰性が証明されるまで14日間の隔離措置を適用。

(7) フランス

7月24日から、カタルーニャ州からの渡航者に対し自主的なPCR検査の実施を要請。8月6日から、アラゴン州からの渡航者に対し自主的なPCR検査の実施を要請。

(8) フィンランド

7月27日から、スペインからの渡航者に対し自主的な隔離を要請中。

(9) デンマーク

7月30日から、アラゴン州、カタルーニャ州、ナバラ州からの渡航者に対しPCR検査による陰性証明の提出、または14日間の隔離措置を適用。

(10) スイス

8月8日から、バレアレス州及びカナリア州を除くスペインからの渡航者に対し10日間の隔離措置を適用。

(11) ハンガリー

8月7日から、スペインからの渡航者に対し5日以内に行われた2回(48時間以上間をあける)のPCR検査による陰性証明の提出、または14日間の隔離措置を適用。

(12) スロベニア

7月31日から、アラゴン州、バスク州、カタルーニャ州、ナバラ州、バレンシア州からの渡航者に対し14日間の隔離措置を適用。

(13) チェコ

8月3日から、スペインからの労働者に対し到着後PCR検査を実施。

(14) エストニア

7月20日から、スペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を適用。

(15) ラトビア

7月22日から、スペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を適用。

(16) リトアニア

8月3日から、スペインからの渡航者に対し14日間の隔離措置を適用。

2 スペイン国内におけるコロナウイルス感染症拡大状況について

スペインにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のスペイン保健省 HP をご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>

●○●○●注意事項一般●○●○●

1 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約2メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話（基本的には112）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もあります。ところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100022350.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・部屋を分けましょう
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・マスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

## 2 ご帰国に際しての参考情報

(1) 現在、海外から日本に入国される全ての方について、入国の前後で以下の対応が必要とされております。

■ 検疫所長が指定する場所（自宅、親戚の家、マンスリーマンション、ご自身で予約したホテル等）で入国の次の日から起算して 14 日間待機する滞在場所を確保すること

■ 到着する空港等から、その滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保すること（確保できていない場合、ご自身で空港周辺の宿泊施設等を確保して待機いただくこととなります。）

■ 入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録すること

(2) 上記(1)に加えて、日本に入国した日の過去 14 日以内に、スペインを含む指定の国・地域（下記（※）ご参照）に滞在歴のある全ての方について、質問票・申告書・健康カードへの記入及び以下のことが実施されております。

■ 新型コロナウイルスの検査を受けること

（成田空港、羽田空港及び関西空港については、これまでの PCR 検査から唾液による抗原検査に変更されています。詳しくは、以下の HP をご覧ください。）

### 【成田空港】

[https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008\\_kensa-nagare.pdf](https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf)

### 【羽田空港】

<https://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/access/200714-01.pdf>

### 【関西空港】

<https://www.forth.go.jp/keneki/kanku/kansaikokusaikuukounigotoutyokusaretaminasamahe.pdf>

■ 検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、待機すること（当面の間、福岡空港は除く）

\* 到着から検査結果が判明して入国するまでの所要時間は、状況にもよりますが数時間～2 日程度（成田・羽田・関西空港は、検査方法の変更により、概ね 2～3 時間程度に短縮されています。）

なお、検疫における新型コロナウイルスの検査結果が陰性でも、入国の次の日から起算して 14 日間は、ご自身で確保した滞在場所で待機することが要請され、保健所等による健康確認の対象となります。

（※）入国拒否対象地域（帰国された皆様へ（厚生労働省（日本）HP））

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000656244.pdf>

(3) 検査結果が陽性の場合、医療機関に隔離（入院）されます。結果が陰性の場合も、入国から 14 日間は、ご自宅やご自身で確保された宿泊施設等で不要不急の外出を避け、待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象となります。また、自宅等への移動は公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となります。

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話：+(34)-91-590-7600（代表）

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

3 在ラスパルマス領事事務所

電話：+(34)-928-244-012

ホームページ：[https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000042.html](https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html)

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：[http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。